

(案)

第三次宮崎市環境基本計画

太陽と豊かな自然の恵みを未来につなぐ都市「みやざき」

平成30年度～令和6年度
(2018年度～2024年度)

【一部改訂計画】

令和5年 月
宮崎市

目次

第1部 計画の基本的事項

第1章 計画見直しの基本的な考え方	1
第1節 計画の見直し	1
第2節 計画の期間と対象範囲	1
第2章 環境問題に対する行政の取組	2
第3章 環境基本計画の位置付けと役割	5

第2部 環境の現状

第1章 環境の現状	6
第1節 自然的特性	6
第2節 地球環境	6
第2章 環境意識の現状	8
第1節 市民アンケート調査	8
第2節 事業者アンケート調査	16
第3章 主な環境課題	22

第3部 目指す環境像と長期的目標

第1章 長期的目標と取組体系	23
第1節 長期的目標	23
第2節 取組体系	24
第2章 評価指標の設定	26
第1節 評価指標の位置付け	26
第2節 評価指標の種類と評価時期	26

第4部 目標別の施策展開

第1章 長期的目標Ⅰ	脱炭素社会の構築	29
第2章 長期的目標Ⅱ	循環型社会の形成	44
第3章 長期的目標Ⅲ	自然環境の保全	49
第4章 長期的目標Ⅳ	生活環境の保全	54
第5章 長期的目標Ⅴ	環境教育の推進	60

第5部 計画の総合的推進

第1章	計画の推進体制	66
第1節	計画推進の主体と役割	66
第2節	推進体制	66
第2章	計画の進行管理	68

資料編

1	計画策定（一部改訂）の経緯	69
2	計画策定（一部改訂）の体制	70
3	個別施策（一覧）	72
4	評価指標（一覧）	75
5	市民・事業者の環境配慮事項（一覧）	79
6	用語解説	84

（本文中で「※」印のある語句について掲載）

はじめに

計画見直しの趣旨

宮崎市環境基本計画（以下「基本計画」という。）は、宮崎市（以下「本市」という。）が定める環境の保全に関する基本的な計画であり、行政だけではなく、市民や事業者が取り組む目標や方向性を定めたものです。

第三次宮崎市環境基本計画（以下「第三次計画」という。）は、市民・事業者・行政が連携を図り、よりよい環境づくりを一層推進するため、平成30年度から令和9年度までの10年間を計画期間として、平成30年3月に策定しました。

第三次計画の策定後、本市を取り巻く社会経済情勢や生活・行動様式は大きく変化し、環境問題については、より一層複雑化・多様化が進んでおり、市民・事業者・行政の各主体が協働し、総合的かつ計画的に環境施策を展開、計画していく必要があります。

このような中、第三次計画は中間年度である令和4年度に一部見直しを行うこととしており、計画期間の変更、温室効果ガスの削減目標の変更、最終目標の設定など、見直しが必要な箇所の改訂を行います。

第1部 計画の基本的事項

第1章 計画見直しの基本的な考え方

第1節 計画の見直し

本市では、環境基本計画に沿って、これまで様々な施策を実施してきました。

この間、市民・事業者の環境意識や生活・行動様式の変化、環境問題の多様化など、私たちを取り巻く環境も大きく変化してきています。

また、基本計画の上位計画である宮崎市総合計画（第五次宮崎市総合計画）の計画期間が10年間から7年間に変更されました。

このような状況に対応するため、現行計画の中間年度にあたる令和4年度に見直しを行い、「計画の期間」や「温室効果ガス[※]の削減目標」、「最終年度の目標値」について見直しを行いました。

また、市民等の意向を計画に盛り込むため、市民や事業者に対してアンケート調査を実施し、宮崎市の環境施策に対し、様々な意見や要望等をいただきました。

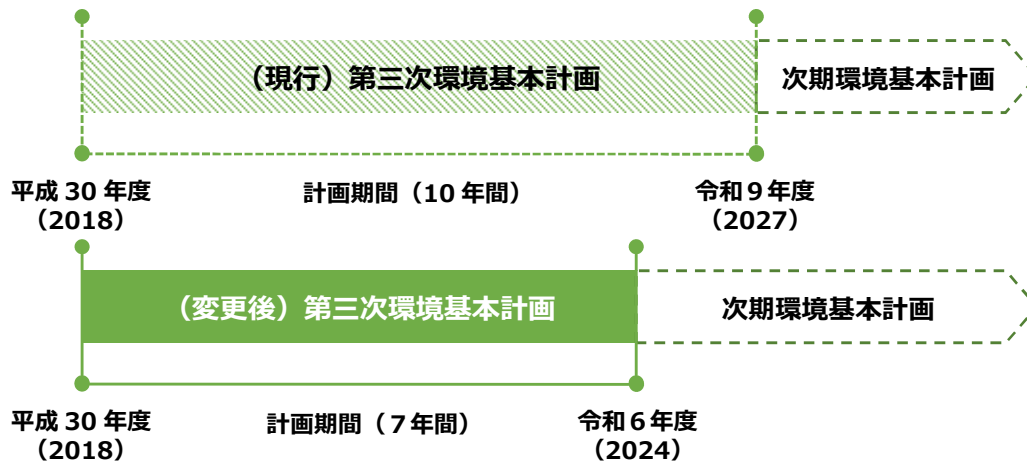
今回の一部改訂計画は、様々な環境の変化などを考慮し策定したもので、今後も本市の環境行政を積極的に推進するための基本となるものです。

第2節 計画の期間と対象範囲

1 計画の期間

現行計画は、平成30年度から令和9年度までの10年間を計画期間としています。

今回の一部改訂計画では、基本計画の上位計画である第五次宮崎市総合計画の計画期間に合わせ、計画期間を平成30年度から令和6年度までの7年間を計画期間とします。



2 計画の対象範囲

今回の一部改訂計画において対象とする環境は、以下のとおりとします。

環境の範囲	対象とする環境
脱炭素社会 [※]	温室効果ガス、再生可能エネルギー [※] 、省エネルギー、交通など
循環型社会 [※]	廃棄物の減量、リサイクル、水資源の保全など
自然環境	森林・農地、生物多様性 [※] 、自然とのふれあいなど
生活環境	公園・緑地、景観、歴史・文化、大気・水環境、自然災害への備えなど
環境教育 [※]	環境教育、環境情報、環境保全活動など

第2章 環境問題に対する行政の取組

1 国の取組

平成5年11月に環境基本法が制定され、同法第15条に「環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画（環境基本計画）を定めなければならない」と規定されました。

平成6年12月には、第一次環境基本計画が閣議決定され、その後、平成12年、平成18年、平成24年に計画が閣議決定され、平成30年4月に第五次計画が閣議決定されています。

第五次計画は、SDGs^{*}、パリ協定^{*}採択後に初めて策定された環境基本計画で、SDGsの考え方も活用しながら、分野横断的な6つの「重点戦略」（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）を設定し、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の同時解決を実現し、将来に渡って質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくこととしています。

また、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏^{*}」の考え方を新たに提唱し、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取組を推進していくこととしています。

国は、令和2年10月に、2050年までに温室効果ガス^{*}の排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会^{*}の実現を目指すことを宣言しました。

令和3年4月には、地球温暖化対策推進本部^{*}において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比で46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

令和3年5月には、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律が成立し、パリ協定や2050年カーボンニュートラル宣言を踏まえた基本理念が定立されるとともに、地域の再生可能エネルギー^{*}を活用した脱炭素化を促進するための計画等が創設されました。

令和3年6月には、地域脱炭素ロードマップ^{*}が決定され、全国で自家消費型太陽光発電や、省エネ住宅、ゼロカーボン・ドライブ^{*}などの重点対策を実施する方針が示されました。

令和3年10月には、地球温暖化対策計画^{*}が閣議決定され、2050年カーボンニュートラル宣言、2030年度46%削減目標等の実現に向けて、対策・施策が示されました。

2 県の取組

宮崎県では、平成8年4月に施行した「宮崎県環境基本条例」に基づき、平成9年3月に「宮崎県環境基本計画」を策定して以来、これまで三次にわたる計画に基づき、複雑化・多様化する環境問題に対処するための施策を計画的に推進してきました。

これまでの取組により、温室効果ガス排出量に一定の改善が図られたほか、再生可能エネルギー導入量が大幅に増加するなど、成果を上げてきました。

一方、平成28年の計画改定以後、5年が経過し、県を取り巻く状況は大きく変化しています。

国際情勢や国の動向を受け、県では、本格的な少子高齢化・人口減少社会の到来に伴う、担い手の減少による里地里山の維持管理の困難化や、野生鳥獣等による農林作物被害などといった地域の存続に関わる課題に取り組んでいく必要が出てきました。

さらに、今般の新型コロナウイルス感染症の影響等により、人と自然の関わり方に対する価値観にも変化が見られるようになっていきます。

このような情勢の変化や複雑かつ多様化した環境問題に対応していくため、新たな「宮崎県環境基本計画」を策定し、脱炭素社会[※]や循環型社会[※]、自然共生社会の実現に向けた取組を進め、恵まれた環境と自然豊かな郷土を将来の世代も享受できる持続可能な社会[※]の構築を目指すこととしています。

3 市の取組

宮崎市では、平成9年4月に施行した「宮崎市環境基本条例」に基づき、平成10年3月に「宮崎市環境基本計画」を策定し、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

その後、社会経済情勢や市民意識の変化、本計画の進捗状況、平成18年1月に合併した旧佐土原町、旧田野町、旧高岡町、平成22年3月に合併した旧清武町の環境特性にも考慮し、平成20年3月に「第二次宮崎市環境基本計画」、平成30年3月に「第三次宮崎市環境基本計画」を策定しました。

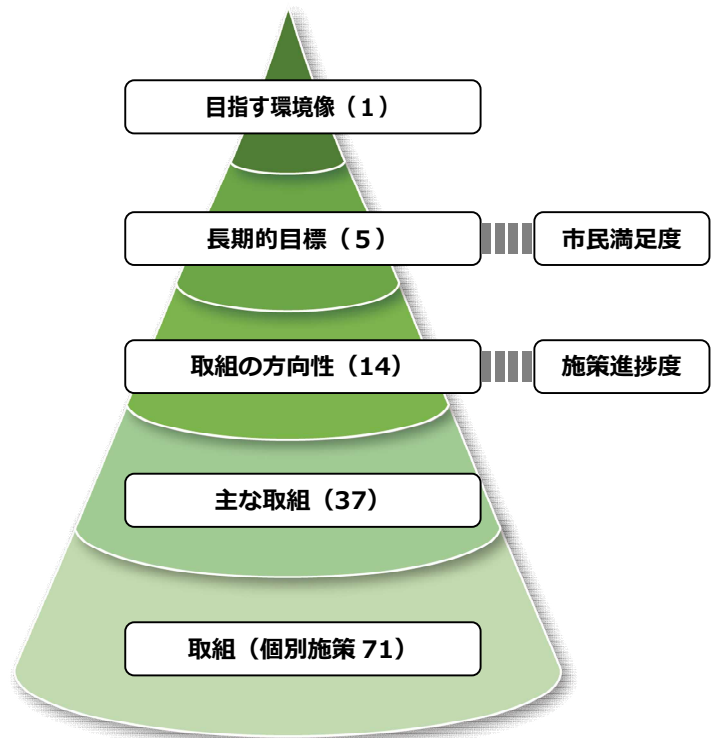
第三次計画では、「太陽と豊かな自然の恵みを未来につなぐ都市「みやざき」を「目指す環境像」として、5つの「長期的目標」、14の「取組の方向性」、37の「主な取組」、市民・事業者・行政の「取組」（環境配慮事項と個別施策）という取組体系に基づき、各種施策に取り組んできました。

市民・事業者・行政それぞれの取組による相乗的な効果を確認するため、「市民満足度」と「施策進捗度」の2種類の評価指標を設定しており、市民満足度は長期的目標の達成状況の評価するための指標で、施策進捗度は施策の進捗状況の評価するための指標です。

現行計画では、両指標とも令和2年（2020年）度、令和4年（2022年）度、令和7年（2025年）度、令和9年（2027年）度の目標値を設定していましたが、一部改訂計画では、計画期間を平成30年度から令和6年度までの7年間に変更するのに合わせて、令和2年（2020年）度、令和4年（2022年）度、令和6年（2024年）度の目標値を設定しています。

また、施策進捗度については、各年度の実績値を集約し、各年度の目標値と比較することで達成状況の評価してきました。

そのような中、本市は、気候変動問題[※]の原因の一つとして挙げられる地球温暖化対策として、令和3年8月30日の市議会9月定例会において、2050年までに二酸化炭素[※]排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティみやざき」を目指すことを宣言しました。



第三次計画の体系図

私たちのかけがえのない故郷^{ふるさと}を未来の子どもたちによりよい姿でつないでいくため、市民や事業者など多様な主体*と連携し、脱炭素社会実現のための取組を推進しています。

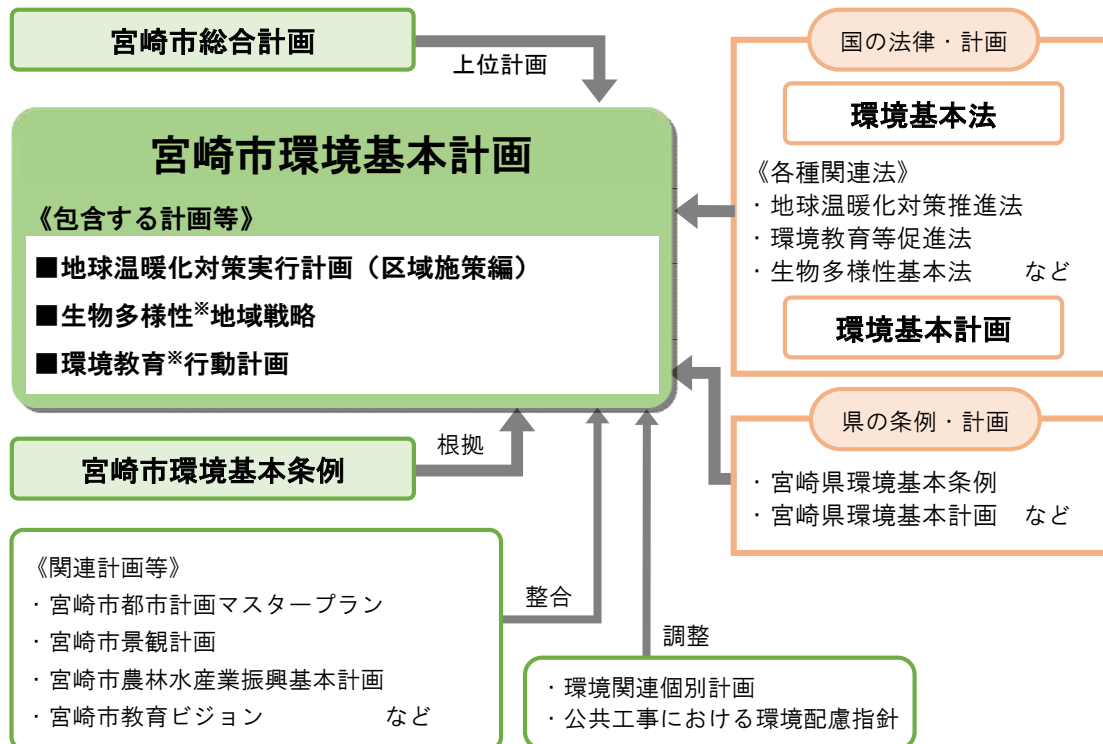
■第三次計画の取組体系

目指す環境像	環境基本条例に定める基本理念に基づく、目標とする環境面での将来像（環境像）です。
長期的目標	「目指す環境像」を実現するための5つの「長期的目標」です。
取組の方向性	「長期的目標」を達成するための14の「取組の方向性」です。
主な取組	「取組の方向性」を具体化した市民・事業者・行政の37の「主な取組」です。
取組 （個別施策）	市民・事業者・行政の「取組」です。 市民・事業者の取組は「環境配慮事項」で、行政の取組は71の「個別施策」です。

第3章 環境基本計画の位置付けと役割

1 計画の位置づけ

第三次計画は、環境基本条例第8条に基づく法定計画であり、第五次宮崎市総合計画（以下「第五次総合計画」という。）の基本構想を環境面から実現するためのマスタープランとして位置付けられます。

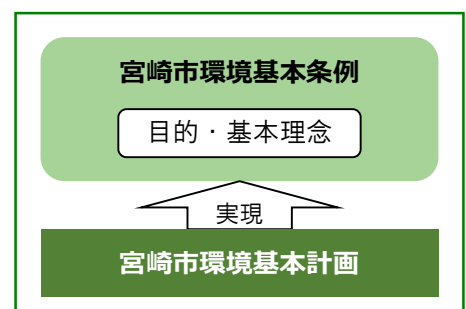


2 計画の役割

1) 環境基本条例の目的や基本理念等を実現するための計画

基本計画は、環境基本条例に掲げた目的や基本理念等を実現するための法定計画であり、本市の環境づくりの最も基本となる計画です。

そのため、目指す環境像や長期的目標といった計画の骨格となる部分については、市民及び事業者等で構成する策定会議で検討するなど、市民協働で策定しました。



2) 市民・事業者・行政の共通目標としての計画

持続可能な社会*を形成するためには、市の施策や事業だけではなく、市民や事業者が主体的に環境保全に取り組むことが必要不可欠です。

市民・事業者・行政の各主体の協働により、共通の目標や方向性に基づく取組を進めることで、目指す環境像の実現を図ります。

